

報告第1号

豊岡市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例
施行規則の一部を改正する規則制定について

豊岡市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則の
一部を改正する規則を定めたので報告する。

令和8年4月21日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

（理由）

3歳未満児に係る利用者負担額の引き下げ等を行うため。

豊岡市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

豊岡市長 門 間 雄 司

豊岡市規則第 20 号

豊岡市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則

豊岡市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年豊岡市規則第21号）の一部を次の表のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線を付した部分のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 条例第2条第1項に規定する市が定める額のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号又は第29条第3項第2号に基づくものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額又は給付単価（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項、第5条第2項、<u>第9条</u>、第11条第2項又は第12条第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定し</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 条例第2条第1項に規定する市が定める額のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号又は第29条第3項第2号に基づくものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額又は給付単価（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項、第5条第2項、<u>第9条第2項</u>、第11条第2項又は第12条第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により</p>

た額をいう。)のいずれか低い額とする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

別表(第2条関係)

保育標準時間認定及び保育短時間認定

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)				
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	
A	[略]					
B	[略]					
C1	A階層及びB階層満	48,600円未満	17,500円	17,100円	0円	0円
C2	を除き、対象年度分の市町村	48,600円以上97,000円未満	26,000円	25,400円	0円	0円
C3	民税の所得割の額の合計額	97,000円以上169,000円未満	38,000円	37,200円	0円	0円
C4	が右の区分に該当する世帯	169,000円以上301,000円未満	49,000円	48,000円	0円	0円

算定した額をいう。)のいずれか低い額とする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

別表(第2条関係)

保育標準時間認定及び保育短時間認定

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)				
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	
A	[略]					
B	[略]					
C1	A階層及びB階層満	48,600円未満	9,000円	8,800円	0円	0円
C2	を除き、対象年度分の市町村	48,600円以上97,000円未満	14,000円	13,700円	0円	0円
C3	民税の所得割の額の合計額	97,000円以上169,000円未満	20,000円	19,600円	0円	0円
C4	が右の区分に該当する世帯	169,000円以上301,000円未満	26,000円	25,500円	0円	0円

C 5	301,000円以上 397,000円未満	55,000円	53,800円	0円	0円
C 6	397,000円以上	61,000円	59,400円	0円	0円

備考

1～5 [略]

6 子どもと同一の世帯に属する者が要保護者等（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び施行規則第22条に規定する者をいう。以下同じ。）に該当する場合において、各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の対象年度分の所得割の額の合計が87,000円以下であるときの利用者負担額は、次に掲げる額とする。

(1) [略]

(2) 階層区分がC 1と認定された世帯及びC 2と認定された世帯のうち各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の対象年度分の所得割の額の合計が77,101円未満である世帯にあつては、3歳未満児の保育標準時間認定の利用者負担額は、8,250円とし、保育短時間認定の利用者負担額は、8,050円とする。

(3) 階層区分がC 2と認定された世帯のうち各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の対象年度分の所得割の額の合計が77,101円以上87,000円以下である世帯にあつては、3歳未満児の保育標準時間認定の利用者負担額は、13,000円と

C 5	301,000円以上 397,000円未満	36,000円	35,200円	0円	0円
C 6	397,000円以上	47,000円	45,800円	0円	0円

備考

1～5 [略]

6 子どもと同一の世帯に属する者が要保護者等（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び施行規則第22条に規定する者をいう。以下同じ。）に該当する場合において、各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の対象年度分の所得割の額の合計が87,000円以下であるときの利用者負担額は、次に掲げる額とする。

(1) [略]

(2) 階層区分がC 1と認定された世帯及びC 2と認定された世帯のうち各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の対象年度分の所得割の額の合計が77,101円未満である世帯にあつては、3歳未満児の利用者負担額は、C 1階層の利用者負担額に100分の50を乗じて得た額とする。

(3) 階層区分がC 2と認定された世帯のうち各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の対象年度分の所得割の額の合計が77,101円以上87,000円以下である世帯にあつては、3歳未満児の利用者負担額は、C 2階層の利用者負担額に100

し、保育短時間認定の利用者負担額は、12,700円とする。

7～12 [略]

分の50を乗じて得た額とする。

7～12 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

報告第2号

豊岡市乳児等支援給付認定等に関する規則制定について

豊岡市乳児等支援給付認定等に関する規則を定めたので報告する。

令和8年4月21日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

(理由)

子ども・子育て支援法等の改正により、乳児等のための支援給付が新設されるにあたり、対象児の保護者が給付を受けるための手続き等について必要な事項を定めるため。

豊岡市乳児等支援給付認定等に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

豊岡市長 明間 雄司

豊岡市規則第 22 号

豊岡市乳児等支援給付認定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の15第1項の規定による乳児等のための支援給付の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(乳児等支援給付認定の申請)

第3条 法第30条の15第1項の規定により乳児等支援給付認定を受けようとする支給対象小学校就学前子どもの保護者は、乳児等支援給付認定申請書を市長に提出しなければならない。

(乳児等支援給付認定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、乳児等支援給付認定を行ったときは、乳児等支援支給認定証を乳児等支援給付認定保護者に交付するものとする。

(乳児等支援給付認定の変更)

第5条 乳児等支援給付認定保護者は、法第30条の17第1項の規定により届出をするときは、乳児等支援給付認定変更届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があった場合は、必要に応じて変更後の乳児等支援支給認定証を乳児等支援給付認定保護者に交付するものとする。

(乳児等支援給付認定の消滅)

第6条 乳児等支援給付認定保護者は、法第30条の18第1項第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は、乳児等支援給付認定消滅届出書を市長に提出しなければならない。

(乳児等支援給付認定の取消し)

第7条 市長は、法第30条の18第1項の規定により乳児等支援給付認定の取消しを行ったときは、乳児等支援給付認定取消通知書を当該取消しに係る乳児等支援給

付認定保護者に交付するものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による乳児等支援給付認定に係る手続その他必要な準備行為は、この規則の規定の例により、この規則の施行の前に行うことができる。

報告第3号

豊岡市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則制定について

豊岡市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則を定めたので報告する。

令和8年4月21日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

(理由)

子ども・子育て支援法に規定する乳児等通園支援事業の確認等に関する手続き等について必要な事項を定めるため。

豊岡市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

豊岡市長 明 間 雄 司

豊岡市規則第 26 号

豊岡市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、法第54条の2に規定する特定乳児等通園支援事業者の確認等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(確認の申請等)

第 3 条 法第54条の2第2項の規定により特定乳児等通園支援事業者の確認を受けようとする者は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、特定乳児等通園支援事業者の確認をする場合は、特定乳児等通園支援事業者確認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更の申請)

第 4 条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第44条の規定により利用定員を増加しようとするときは、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第 5 条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第47条第1項の規定により当該特定乳児等通園支援事業所の名称及び所在地その他法施行規則で定める事項に変更があったときは、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（様式第4号）に必要な書類を添えて、変更のあった日から10日以内に市長に提出しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第47条第2項の規定により利用定員を減少しようとするときは、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（様式第5号）に必要な書類を添えて、当該利用定員の減少の日の3月前までに市長に提出しなければならない。

（辞退の届出）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者に係る確認を辞退しようとするときは、法第54条の3において準用する法第48条の規定により、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第6号）を、3月以上の予告期間を設けて市長に提出しなければならない。

（確認の取消し等）

第7条 市長は、法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定により、特定乳児等通園支援事業者に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（豊岡市子ども・子育て会議の意見聴取）

第8条 市長は、法第54条の2第2項の規定により利用定員を定めようとする場合は、あらかじめ、豊岡市子ども・子育て支援会議条例（平成25年豊岡市条例第40号）第1条に規定する豊岡市子ども・子育て支援会議の意見を聴かなければならない。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

豊岡市長

所在地 _____
 申請者 氏名（又は名称） _____
 代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業所の名称等

事業所の名称				
事業所の所在地				
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 （ <input type="checkbox"/> 在園児合同実施 <input type="checkbox"/> 専用室独立実施 ） <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の 主たる事業所の 所在地	電話:			
	メール:			
設置者・ 事業者の 代表者	フリガナ		職名	
	氏名		生年月日	年 月 日
事業の開始 年 月 日	年 月 日			

2 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

第 号
年 月 日

様

豊岡市長

印

特定乳児等通園支援事業者確認通知書

年 月 日付で申請のありました特定乳児等通園支援事業者については、下記のとおり確認しましたので通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 (<input type="checkbox"/> 在園児合同実施 <input type="checkbox"/> 専用室独立実施) <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
定員	
事業の開始 年 月 日	年 月 日

様式第3号（第4条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）

年 月 日

豊岡市長

所在地 _____

申請者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		

2 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
（参考）				（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
利用定員を増加しようとする理由							

3 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

様式第4号（第5条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）

年 月 日

豊岡市長

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第54条の3において準用する同法第47条の規定により関係書類を添えて届出します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書等

	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程
	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

3 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

様式第5号（第5条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）

年 月 日

豊岡市長

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第54条の3において準用する同法第47条の規定により届出します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 _____
	電話： _____
	メール： _____

2 利用定員を減少しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（減少）の利用定員（人）			
		（参考）				（参考）	
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
現に利用している小学校就学前子どもに対する措置							
利用定員を減少しようとする年月日							
利用定員を減少しようとする理由							

3 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

第 号
年 月 日

様

豊岡市長

印

特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止決定通知書

年 月 日付で申請のありました特定乳児等通園支援事業者の確認については、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定により、下記のとおり確認取消・効力停止をしましたので通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
確認取消又は効力停止の理由	
確認取消年月日	年 月 日
効力停止期間	
<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊岡市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊岡市を被告として（訴訟において豊岡市を代表する者は豊岡市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

報告第4号

豊岡市立保育所等の乳児等通園支援事業利用料徴収要綱制定について

豊岡市立保育所等の乳児等通園支援事業利用料徴収要綱を定めたので報告する。

令和8年4月21日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

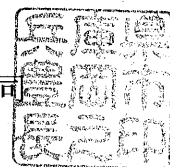
(理由)

市立保育所等で実施する乳児等通園支援事業に係る利用料を児童の保護者から徴収するため。

豊岡市立保育所等の乳児等通園支援事業利用料徴収要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

豊岡市長 門 間 雄 司



豊岡市立保育所等の乳児等通園支援事業利用料徴収要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第91号）第 6 条第 3 項及び豊岡市立認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成22年豊岡市条例第33号）第 5 条第 3 項に規定する乳児等通園支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料の徴収)

第 2 条 市長は、乳児等通園支援事業を利用する児童の保護者から、別表に定める利用料を徴収する。

(利用料の減免)

第 3 条 市長は、乳児等通園支援事業を利用する児童の保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、申請により、当該各号の区分に応じ、当該各号に定める額を 1 時間当たりの利用料から減額し、又は免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者 全額
- (2) 世帯の市民税所得割の額の合計が77,101円未満の世帯に属する者 200円

(利用料の不還付)

第 4 条 既に納めた利用料は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を返還することができる。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

利用時間	利用料額
1 時間当たり	300円

〔掲示終了日〕 2026年 4 月 14日

報告第5号

寄附物件の受納について

下記のとおり寄附物件の申出があり、これを受納したので報告する。

令和8年4月21日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公 治

記

No.	施設名	物件名	数量	金額	受納日	寄附者
1	新田小学校				2026年3月9日	団体
2	竹野認定こども園				2026年3月6日	個人
3	但東中学校	絵画（額装込み）	1 枚	時価	2026年3月13日	個人 稲葉 猛
4	出石・但東・日高・竹野地域小学校及び義務教育学校（全11校）	黄色交通安全帽子	201 個	205,350 円	2026年3月9日	団体 〒668-0215 豊岡市出石町魚屋50 出石明治館内 出石ライオンズクラブ 会長 日足 勝己
5	豊岡北中学校	折り畳み椅子	25 脚	218,862 円	2026年3月16日	団体 〒668-0013 豊岡市中陰250 令和7年度卒業生保護者代表 加藤 佑典
6	日高東中学校	デジタルサイネージ	1 組	160,500 円	2026年3月17日	団体 〒667-5306 豊岡市日高町水上160番地 日高東中学校令和7年度卒業生 保護者代表 田口 慎一郎
7	城崎中学校	ロボット掃除機	1 台	51,900 円	2026年3月16日	団体 〒669-6101 豊岡市城崎町湯島617 城崎中学校PTA会長 山内 敏裕 令和7年度卒業生保護者 谷垣 賢司
8	三江小学校				2026年3月16日	団体
9	豊岡南中学校	アルミ製ひな段	1 台	280,500 円	2026年3月16日	団体 〒668-0046 豊岡市大磯町1-65 令和7年度卒業生保護者代表 川端 亨
				21,400 円		団体 〒668-0046 豊岡市大磯町1-65 令和7年度豊岡南中学校PTA会長 小畑 敬信
10	竹野認定こども園				2026年3月17日	団体
11	港中学校				2026年3月18日	団体
12	五荘小学校	プロジェクター	1 台	260,000 円	2026年3月19日	団体 〒668-0013 豊岡市中陰1番地 五荘小学校令和7年度卒業生一 同
13	中筋小学校	脚付両面ホワイトボード	1 台	41,000 円	2026年3月19日	団体 〒668-0844 豊岡市土淵27番地 令和7年度卒業生一同
14	中筋小学校				2026年3月19日	個人

No.	施設名	物件名	数量	金額	受納日	寄附者
15	神美小学校				2026年3月19日	団体
16	小野小学校				2026年3月19日	団体
17	但東中学校				2026年3月13日	団体
18	小坂小学校				2026年3月19日	団体
19	豊岡小学校	掲示用パネル	4 台	117,000 円	2026年3月19日	団体 〒668-0033 豊岡市中央町16-5 令和7年度卒業生保護者一同
20	八代小学校	シュモク (スリガネ用バチ)	1 本	2,640 円	2026年3月19日	団体 〒669-5337 豊岡市日高町中320-1 卒業生保護者一同 橋本 一哉
21	日高西中学校	図書	4 冊	4,004 円	2026年3月27日	個人
22	日高東中学校	図書	4 冊	4,004 円	2026年3月30日	個人
						(個人：5件、団体：17件)